

「下請事業者との取引に関する調査」に関するよくある質問（FAQ）をまとめました。
本調査に関する疑問・質問がある場合に御覧ください。

目次

1 調査対象の有無について

- Q 1 当社はこの調査に回答する義務があるのですか。
- Q 2 以前は公正取引委員会から調査票（はがき）が送られてきたのに、今回は中小企業庁から調査票（はがき）が送られてきたのはなぜですか。
- Q 3 当社は事業活動を終了（①休業、②破産手続開始決定又は③解散・清算）していますが（する予定がありますが）、どうすればよいですか。
- Q 4 当社は吸収合併されましたが（される予定がありますが）、どうすればよいですか。
- Q 5 当社は下請取引を行っていませんが、その場合でも提出は必要ですか。
- Q 6 海外の事業者との取引は調査の対象となるのですか。
- Q 7 当社は子（親）会社と下請取引を行っていますが、それも調査の対象となるのですか。
- Q 8 はがきに印字されている会社名（又は住所）が現在の会社名（又は住所）と異なるのですが、どうすればよいですか。
- Q 9 当社と全く関係のない会社名がはがきに印字されているのですが、何かの手違いですか。
- Q 10 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。
- Q 11 当社は、卸売業（又は小売業）を営んでおり、製造設備を持っていません。なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。
- Q 12 当社は商社ですが、親事業者に該当しますか。
- Q 13 当方（当団体）は会社組織ではありませんが、この調査の対象となるのですか。

Q14 以前の調査において、「下請取引『無』」と回答しましたが、今回もはがきが送られてきたのはなぜですか。

2 下請事業者名簿の作成について

Q15 当社は、子会社に対して業務を委託していますが、子会社は、下請事業者名簿に入力する必要がありますか。

Q16 当社は下請事業者の資本金まで把握していませんが、インターネットで調べて分かる場合以外は下請事業者に問い合わせないといけないため、下請事業者名簿の「資本金」欄は空白のまま構いませんか。

Q17 下請事業者名簿には実際に取引のある支店等の情報を入力するのですか。

Q18 調査対象期間内に倒産した下請事業者の情報は下請事業者名簿に記載するのですか。

Q19 下請事業者名簿について、当社は下請取引とそれ以外の取引とを分けて管理していません。当社の取引先全てを記載した名簿を下請事業者名簿として提出しても構いませんか。

Q20 下請事業者が個人事業者の場合、所在地、電話番号等が自宅の場合がありますが、このような個人情報については、下請事業者名簿に入力しなくても構いませんか。

3 設問の内容、回答方法について

Q21 調査対象期間は令和2年6月1日から令和3年5月31日までとのことですが、これは取引の発注を行ったのがこの期間内であれば当該取引は報告対象に含まれるということですか。

Q22 取引先により、該当する選択肢が異なる場合は複数回答でもよいですか。

Q23 当社は調査対象期間中に増（減）資を行いました。どのように調査に回答すればよいですか。

Q24 設問回答は下請事業者への発注業務を行っている事業所ごとに行うとのことですが、当社は下請取引の発注業務を行っている事業所が多く、オンラインシステムに全て登録できませんでした。どのようにすべきですか。

Q25 設問1ーイの「取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）」は、下請事業者に必ず交付しなければならないのですか。

Q26 設問1ーウの選択肢⑦の下請代金の額の「算定方法」とは何ですか。

Q27 設問1ーウの選択肢⑨及び設問3の「一括決済方式」とは何ですか。

- Q28 設問3について、当社では、発注業務を事業所（工場）ごとに行っていますが、下請事業者に対する支払については本社で一括して行っています。このような場合でも、事業所（工場）ごとに回答しなければならないのですか。
- Q29 設問4の解説箇所にある「通常支払われる対価」とは何ですか。
- Q30 設問7の「サービスの利用要請」とは何ですか。
- Q31 設問12の金型取引に下請法の規定が適用されるのは、どのような場合ですか。
- Q32 設問12-オについて、親事業者は、量産製造の委託終了後の型・治具を下請事業者に保管させる場合、保管に要した費用を負担しなければならないのですか。
- Q33 設問13の「作成の目的たる使用の範囲」とは何ですか。
- Q34 設問14の消費税転嫁対策特別措置法とはどのような法律ですか。
- Q35 設問14について、先日も中小企業庁又は公正取引委員会から消費税転嫁対策についての調査票が届き回答しています。同じような調査に何度も回答する必要はあるのですか。
- Q36 令和2年度から調査票の内容に変更点はありますか。

1 調査対象の有無について

Q 1 当社はこの調査に回答する義務があるのですか。

A この調査は、下請法第9条第2項の規定に基づいて実施するものであり、貴社が親事業者であるにもかかわらず報告をしない又は虚偽の報告をした場合には、同法第11条、第12条の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがありますので、必ず報告してください。

貴社が、下請取引を行っていない場合、事業活動を終了している場合又は資本金の額が1000万円以下である場合は、下請事業者名簿の提出及び設問への回答は不要ですので、事業者情報の確認のみを行い、提出してください。

(下請取引とは)

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/index.html>

【参考】下請代金支払遅延等防止法

(報告及び検査)

第9条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3～5 (略)

第11条 第9条第1項から第3項まで〔報告及び検査〕の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

Q 2 以前は公正取引委員会から調査票（はがき）が送られてきたのに、今回は中小企業庁から調査票（はがき）が送られてきたのはなぜですか。

A 公正取引委員会と中小企業庁は、親事業者名簿を共有し、同名簿の半数をそれぞれ担当して調査を行っていますが、平成31年4月1日をもって、担当する親事業者名簿を交換し、それまで公正取引委員会が担当してきた親事業者を中小企業庁が担当することとなったため、当庁から調査票（はがき）を送付しています。

Q 3 当社は事業活動を終了（①休業、②破産手続開始決定又は③解散・清算）していますが（する予定がありますが）、どうすればよいですか。

A 「事業活動を終了した」をチェックし、必要な項目を入力してください。法人を解散・清算する予定がある場合は、正式な社内決定がある場合など解散・清算が相当程度確実な場合に限り、同様にを入力してください。

Q 4 当社は吸収合併されましたが（される予定がありますが）、どうすればよいですか。

A 「事業活動を終了した」をチェックし、必要な項目を入力してください。また、存続会社の概要について、同欄のAからEも必ず入力してください。吸収合併される予定がある場合は、合併契約を締結済みであるなど吸収合併の実現が相当程度確実な場合に限り、同様にを入力してください。

Q 5 当社は下請取引を行っていませんが、その場合でも提出は必要ですか。

A 事業者情報の確認のみ行い、提出してください。その際、「下請法の適用を受ける取引の有無確認」の各問いに回答し、いずれも該当しない場合は「下請法の適用を受ける下請事業者は存在しない」を選択してください。

（下請取引とは）

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/index.html>

Q 6 海外の事業者との取引は調査の対象となるのですか。

A 日本国内において行われた取引であれば、対象となります。例えば、貴社が日本に所在する海外法人の支店と行った下請取引が該当します（Q17も参照ください。）。

Q 7 当社は子（親）会社と下請取引を行っていますが、それも調査の対象となるのですか。

A 親子会社間等の取引であっても、下請法の適用が除外されるものではありませんが、子（親）会社との下請取引については設問への回答は不要です（Q15も参照ください。）。

Q 8 はがきに印字されている会社名（又は住所）が現在の会社名（又は住所）と異なるのですが、どうすればよいですか。

A お手数をお掛けいたしますが、はがき中面に記載の整理番号でログインし、オンラインシステム上で事業者情報の修正をお願いします。

Q 9 当社と全く関係のない会社名がはがきに印字されているのですが、何かの手違いですか。

A お手数をお掛けいたしますが、はがきの表面に印字されている会社名、郵便番号及び住所を下記までお知らせください。

【問い合わせ先】

下請取引状況調査事務局 03-5539-0401

Q10 なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 貴社の主たる事業が属する業種及び貴社の資本金の額から判断して、貴社が下請法上の親事業者に該当する可能性があることから調査対象としたものです。

貴社が下請法上の下請取引を行っておらず、親事業者に該当しない場合には、事業者情報の確認のみ行い、提出してください（Q5も参照ください。）。

（下請取引とは）

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/index.html>

Q11 当社は、卸売業（又は小売業）を営んでおり、製造設備を持っていません。なぜ当社が調査対象に選ばれたのですか。

A 卸売業者（又は小売業者）であっても、下請法上の親事業者に該当する可能性があることから調査対象としたものです。貴社が製造設備を持たず、自ら製造していない事業者であっても、例えば、貴社が規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して他の事業者に製造を依頼することは、下請法上の製造委託に該当します。

（下請取引とは）

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/index.html>

Q12 当社は商社ですが、親事業者に該当しますか。

A 商社が製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に関与しており、委託先との間で下請法の資本金区分を満たす場合には、その商社は、下請法上の親事業者となります。一方、商社が製造委託等の内容に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合には、その商社は、親事業者とはなりません。

（商社の関与）

https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_ga.html#cms05

Q13 当方（当団体）は会社組織ではありませんが、この調査の対象となるのですか。

A 貴団体に出資がなければこの調査の対象とはなりません。貴団体に出資があり、その額が1000万円を超える場合には、下請法上の親事業者に該当する可能性があるため、この調査の対象となります。

ただし、貴団体が下請法上の下請取引を行っていない場合には、事業者情報の確認のみ行い、提出してください（Q5も参照ください。）。

（下請取引とは）

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/index.html>

Q14 以前の調査において、「下請取引『無』」と回答しましたが、今回もはがきが送られてきたのはなぜですか。

A 前回の調査時点においては下請取引が無くても、現在の状況によっては貴社の主たる事業が属する業種及び貴社の資本金の額から判断して、貴社が下請法上の親事業者に該当する可能性があることから、調査対象としたものです。

貴社が令和2年6月から令和3年5月の間にも下請法上の下請取引を行っておらず、親事業者に該当しない場合には、事業者情報の確認のみ行い、提出してください（Q5も参照ください。）。

（下請取引とは）

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukegaiyo/index.html>

2 下請事業者名簿の作成について

Q15 当社は、子会社に対して業務を委託していますが、子会社は、下請事業者名簿に入力する必要がありますか。

A 親子会社間等の取引であっても、下請法の適用が除外されるものではありませんが、子会社については下請事業者名簿への入力は不要です。

Q16 当社は下請事業者の資本金まで把握していないのですが、インターネットで調べて分かる場合以外は下請事業者に問い合わせないといけないため、下請事業者名簿の「資本金」欄は空白のまま構いませんか。

A 取引先の資本金額を把握することは、親事業者が行っている取引の中で、どの取引先との取引が下請法の適用対象となるのかを特定するために必要かつ重要なことです。取引先との取引内容、資本金等を確認し、下請法の適用対象となる下請事業者のみを記載した「下請事業者名簿」を作成し、提出してください。正確な資本金が不明な場合は概数でも構いませんが、下請法の適用を受ける資本金区分に当たることを確認してください。

Q17 下請事業者名簿には実際に取引のある支店等の情報を入力するのですか。

A 下請事業者の本社の郵便番号、住所、電話番号を入力してください。委託業務の種類や内容については、実際に取引している支店との取引内容を念頭に置いて入力してください。

ただし、海外法人の日本国内における支店と取引している場合は、当該支店の情報を入力してください（Q6も参照ください。）。

Q18 調査対象期間内に倒産した下請事業者の情報は下請事業者名簿に記載するのですか。

A 下請事業者が解散して閉鎖登記を行っている場合は、下請事業者名簿への記載は必要ありませんが、各設問への回答は、調査対象期間における当該下請事業者との取引も念頭に置いてください。

当該下請事業者が吸収合併等で消滅した場合でも、存続する別会社との間で引き続き取引がある場合には、当該存続会社の情報を記載してください。

Q19 下請事業者名簿について、当社は下請取引とそれ以外の取引とを分けて管理していません。当社の取引先全てを記載した名簿を下請事業者名簿として提出しても構いませんか。

A 下請事業者名簿は、親事業者が行っている取引の中で、どの事業者との取引が下請法の適用対象となる取引かを特定するために必要かつ重要な資料です。取引先との取引内容、資本金等を確認し、下請法の適用対象となる下請事業者のみを記載した「下請事業者名簿」を作成し、提出してください。正確な資本金が不明な場合は概数でも構いませんが、下請法の適用を受ける資本金区分に当たることを確認してください。

Q20 下請事業者が個人事業者の場合、所在地、電話番号等が自宅の場合がありますが、このような個人情報については、下請事業者名簿に入力しなくても構いませんか。

A 個人事業者についても下請事業者名簿に入力してください。この場合、「資本金（万円）」の欄には「個人」と入力し、それ以外の欄（所在地、電話番号等）も入力してください。御報告いただいた下請事業者の情報については秘密を厳守し、下請法の調査の目的以外には一切使用しません。

3 設問の内容、回答方法について

Q21 調査対象期間は令和2年6月1日から令和3年5月31日までとのことですが、これは取引の発注を行ったのがこの期間内であれば当該取引は報告対象に含まれるということですか。

A 調査対象期間に発注を行った取引であれば調査の対象となります。特定日は下請代金の支払いを終えた（取引が完了した）日ではなく、取引の発注を行った日となります。

Q22 取引先により、該当する選択肢が異なる場合は複数回答でもよいですか。

A 設問1ーアを例にすると、発注書面を交付した取引先と交付しなかった取引先がある場合や、同じ取引先に交付したこともあれば交付しなかったこともある場合には、「㉔ 交付しなかったことがある…」に該当しますので、「㉔」を選択してください。

設問1ーウでは、受入検査を行っているにも関わらず、検査完了期日を発注書面に記載した取引先と記載しなかった取引先がある場合や、同じ取引先に対する発注書面に記載したこともあれば記載しなかったこともある場合には、「㉕」は選択しないこととなります。

Q23 当社は調査対象期間中に増（減）資を行いました。どのように回答すればよいですか。

A 増（減）資の前後で委託取引の内容や下請事業者の範囲に変更がある場合でも、調査対象期間に行われた下請取引について回答してください。

Q24 設問回答は下請事業者への発注業務を行っている事業所ごとに行うとのことですが、当社は下請取引の発注業務を行っている事業所が多く、オンラインシステムに全て登録できませんでした。どのようにすべきですか。

A システム上の制約により、設問回答を行う事業所として登録できるのは99件までとなります。貴社の下請取引の発注業務を行う事業所数がこれを上回る場合は、例えば近隣の複数事業所を便宜上1つの事業所とみなし、99件まで集約して回答してください。この際、設問15の自由記載欄に集約した事業所名を列記していただきますようお願いいたします。

Q25 設問1ーイの「取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）」は、下請事業者に必ず交付しなければならないのですか。

A 「取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法を記載した書面を含みます。）」は、親事業者が個々の発注書面に支払方法を記載しない場合に、発注書面とは別に下請事業者に交付する必要があるものです。

（「下請取引適正化推進講習会テキスト」25ページ）

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shitauketextbook.pdf

Q26 設問1ーウの選択肢⑦の下請代金の額の「算定方法」とは何ですか。

A 発注書面には、下請代金の額を具体的な金額で記載しなければなりません、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合、下請代金の額として具体的な金額を定めることとなる算定方法を記載することが認められています。ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と発注書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連性を明らかにしておく必要があります。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者に出金額を通知する必要があります。

(「下請取引適正化推進講習会テキスト」27ページ)

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shitauketextbook.pdf

Q27 設問1ーウの選択肢⑨及び設問3の「一括決済方式」とは何ですか。

A 一括決済方式とは、下請代金の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が次のいずれかの方式により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいいます。

- ① 債権譲渡担保方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）
- ② ファクタリング方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）
- ③ 併存的債務引受方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債務を親事業者と共に負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）

Q28 設問3について、当社では、発注業務を事業所（工場）ごとに行っていますが、下請事業者に対する支払については本社で一括して行っています。このような場合でも、事業所（工場）ごとに回答しなければならないのですか。

A 下請事業者に対する支払を本社で一括して行っている場合でも、事業所（工場）ごとに発注業務を行っている場合は、本社に確認するなどして事業所（工場）ごとに設問3を含めて全ての設問に回答してください。

Q29 設問4の解説箇所にある「通常支払われる対価」とは何ですか。

A 「通常支払われる対価」とは、下請事業者の給付と同種又は類似の給付について、当該下請事業者の属する取引地域において一般的に支払われる対価（すなわち、市価のこと）をいいます。また、市価の把握が困難な場合は、下請事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をいいます。

Q30 設問7の「サービスの利用要請」とは何ですか。

A 親事業者が指定する保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスの利用を下請事業者に要請することをいいます。この場合、「親事業者が指定する」とは、必ずしも、親事業者自身が提供するサービスに限るものではありません。

Q31 設問 12 の金型取引に下請法の規定が適用されるのは、どのような場合ですか。

A 親事業者が販売又は使用する金型について下請事業者に製造委託をする場合、下請法の規定が適用されます。

従来、親事業者が使用する金型については、親事業者が自ら金型を製造している場合に下請事業者に金型の製造を委託すると下請法の規定が適用されていましたが、平成 16 年 4 月以降は、親事業者が自ら製造していない場合でも下請法の規定が適用されるようになりました。

なお、親事業者が販売する金型を下請事業者に製造委託する場合は、以前から下請法の規定が適用されています。

Q32 設問 12-オについて、親事業者は、量産製造の委託終了後の型・治具を下請事業者に保管させる場合、保管に要した費用を負担しなければならないのですか。

A 量産製造の委託終了後の型・治具を保管するための費用を下請事業者負担させているような場合は、下請法で禁止されている「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあります。

Q33 設問 13 の「作成の目的たる使用の範囲」とは何ですか。

A ここでいう「作成の目的たる使用の範囲」とは、親事業者が下請事業者に、例えば、情報成果物作成委託をする際に、当該情報成果物をどのように使用するか等、あらかじめ発注書面に記載するその条件を指します。

例 1 有料放送事業者が、放送するドキュメンタリー番組の制作を下請事業者に委託する際に、「関東地区において、1 回だけ放送する」旨を発注書面に記載した場合には、「作成の目的たる使用の範囲」は次のようになります。

- ① 関東地区において放送する（地域）
- ② 1 回だけ放送する（回数）
- ③ 「放送」以外の方法を用いない（方法）

したがって、この場合に、有料放送事業者が当該番組を関西地区において放送したり、再放送したり、又はDVD化して販売したりすることは「作成の目的たる使用の範囲」を超えることとなります。

例 2 玩具の販売業者が販売する商品にプリントするキャラクターの図案の作成を下請事業者に委託する際に、「当社が令和 2 年中に販売する玩具に当該キャラクターを採用する」旨を発注書面に記載した場合には、「作成の目的たる使用の範囲」は次のようになります。

- ① 令和 2 年中においてのみ使用する（時期）
- ② 玩具についてのみ使用する（対象）
- ③ 販売するものについてのみ使用する（対象）

したがって、この場合に、玩具の販売業者が当該キャラクターを令和 3 年に販売するものに使用したり、玩具以外に使用したり、又は販売するもの以外に使用したりすることは「作成の目的たる使用の範囲」を超えることとなります。

Q34 設問 14 の消費税転嫁対策特別措置法とはどのような法律ですか。

A 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的に、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めた法律です。同法は令和 3 年 3 月 31 日をもって失効しましたが、経過措置規定により、同日までに行われた転嫁拒否等の行為については、失効後も同法に基づく調査、指導等の対象となります。

詳しくは、公正取引委員会ウェブサイト内の「消費税転嫁対策コーナー」
(<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/index.html>) をご参照ください。

Q35 設問 14 について、先日も中小企業庁又は公正取引委員会から消費税転嫁対策についての調査票が届き回答しています。同じような調査に何度も回答する必要はあるのですか。

A 貴社が既に回答した調査とは別の調査ですので、御面倒をお掛けしますが、この調査にも御協力をお願いします。

Q36 令和 2 年度から調査票の内容に変更点はありますか。

A 主な変更点を挙げると以下のとおりです。

「設問 3」の支払制度について、令和 3 年 3 月 31 日に、関係事業者団体に対して、おおむね 3 年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを 60 日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を行ったことから、同要請の概要を掲載し、下請代金の支払方法に加えて、現金や手形等の各支払方法の割合も入力していただくこととしました。

「設問 13」において、知的財産権の取扱いに関する項目を新たに設けています。